

令 4 医 務 保 険 第 8 8 1 号
令和 4 年 (2022 年)11 月 8 日

各医療機関の管理者 様

山口県健康福祉部医務保険課長

医療安全推進週間（11月20日～11月26日）について

このことについて、厚生労働省医政局地域医療計画課医療安全推進・医務指導室から、標記について下記の通り連絡がありましたのでお知らせします。

記

1 医療安全推進週間の普及啓発ポスターについて

「医療安全推進週間」の実施に際しまして、本年度も「患者の安全を守るための共同行動（PSA）」の普及・啓発を図るためのポスターが作成されました。このポスターを活用することにより、医療従事者の意識の向上、医療機関等における組織的取組みだけでなく、患者・国民に医療に関心を持っていただくことが目的とされております。

つきましては、当該期間中は、ポスターを貴施設の窓口等において掲示や配布する他、様々な事業等の機会にご活用いただけるよう、御協力をお願いいたします。

ポスターは厚生労働省 HP の専用ページに掲載してありますのでこちらをご利用ください。
(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryuu/iryuanzen2022.html)

2 医療安全に関する普及啓発資料についての紹介

(1) 医療安全施策にかかる説明動画（厚生労働省）

最近の医療安全施策について解説した動画資料が厚生労働省の youtube 公式チャンネルにて公開されています。

医療機関内での研修、一般の方々への医療安全に関する普及啓発等、様々な場面でご利用ください。(<https://www.youtube.com/watch?v=IKKP0gaW3eE>)

(2) 安全な医療を提供するための 10 の要点（厚生労働省）

医療機関における医療安全に関する基本的な考え方を標語の形式で取りまとめた、「安全な医療を提供するための 10 の要点」が、厚生労働省により平成 13 年に策定されました。

医療機関で働くすべての職員を対象に、業務を遂行するにあたって、医療の安全を確保するために基本となる理念などを、わかりやすく覚えやすい簡潔な表現でまとめたものとなっております。詳細については、厚生労働省のホームページ

(<https://www.mhlw.go.jp/topics/2001/0110/tp1030-1f.html>) を御覧ください。

(3) 医療事故調査制度の普及啓発資材（一般社団法人 日本医療安全調査機構）

医療事故の再発を防ぎ、医療の安全確保を図ることを目指す医療事故調査制度につきまして、現在、運営機関である日本医療安全調査機構において、リーフレット等の普及啓発資材の改訂作業が進られているところです。

改訂版のポスター及びリーフレットが完成しましたら、改めてご連絡いたします。

※現時点版のリーフレット等につきましては、同機構のホームページ

(https://www.medsafe.or.jp/modules/document/index.php?content_id=1#anc01https://www.medsafe.or.jp/modules/document/index.php?content_id=1%23anc01)

からご確認ください。

医療指導班 藤井 TEL 083-933-2820 FAX 083-933-2939
--